

平成24年第2回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成24年6月6日（水曜）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第25号 片品村暴力団排除条例の制定について
- 日程第 7 議案第26号 片品村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第27号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第29号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第30号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第12 議案第31号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第32号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第33号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 報告第 1号 平成23年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 同意第 1号 片品村公平委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第 2号 片品村公平委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告

- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 25 号 片品村暴力団排除条例の制定について
- 日程第 7 議案第 26 号 片品村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 27 号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 28 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 29 号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 30 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 12 議案第 31 号 平成 24 年度片品村一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 13 議案第 32 号 平成 24 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 14 議案第 33 号 平成 24 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算 (第 1 号) について
- (日程第 12 から日程第 14 まで一括上程)
- 日程第 15 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 16 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 17 報告第 1 号 平成 23 年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 18 同意第 1 号 片品村公平委員会委員の選任について
- 日程第 19 同意第 2 号 片品村公平委員会委員の選任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 4 年 6 月 6 日			
出席議員 1 4 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	星 野 栄 二		(出 席)
第 2 番	梅 澤 志 洋		(出 席)
第 3 番	星 野 精 一		(出 席)
第 4 番	高 橋 正 治		(出 席)
第 5 番	千 明 道 太		(出 席)
第 6 番	星 野 逸 雄		(出 席)
第 7 番	今 井 功		(出 席)
第 8 番	戸 丸 廣 安		(出 席)
第 9 番	星 野 千 里		(出 席)
第 1 0 番	飯 塚 美 明		(出 席)
第 1 1 番	笠 原 耕 作		(出 席)
第 1 2 番	星 野 育 雄		(出 席)
第 1 3 番	星 長 命		(出 席)
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	吉 野 耕 治
農 林 建 設 課 長	萩 原 正 信
むらづくり観光課長	木 下 浩 美
教 育 次 長	佐 藤 八 郎
会 計 管 理 者	星 野 朋 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	桑 原 健 一 郎
主 査	金 子 小 百 合

議長（高橋正治君） ただいまから、平成24年第2回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番 笠原耕作君及び12番 星野育雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高橋正治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月12日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（高橋正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る6月5日、副議長、笠原耕作君から一身上の都合により、副議長の辞職願が提出され、地方自治法第108条の規定により、同日これを許可したので、報告します。

次に、6月5日、議会運営委員、飯塚美明君、戸丸廣安君、星野育雄君、星野千里君から一身上の都合により、議会運営委員の辞任願が提出され、委員会条例第12条第2項の規定により、同日これを許可したので報告します。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり選任したので、報告します。

次に、同じく6月5日、議会広報編集特別委員、入澤登喜夫君、梅澤志洋君、星野栄二君から一身上の都合により、議会広報編集特別委員の辞任願が提出され、委員会条例第12条第2項の規定によって、同日これを許可したので報告します。

議会広報編集特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり選任したので報告をします。

次に、本日までに受理した陳情は、会議規則第9 1 条及び第9 2 条並びに第9 5 条の規定により、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 副議長の選挙

議長（高橋正治君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第1 1 8 条第2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありません

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に9 番、星野千里君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました9 番星野千里君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9 番星野千里君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された9 番 星野千里君が議場におられます。会議規則第3 3 条第2 項の規定により、当選の告知をします。

9 番 星野千里君、副議長就任のあいさつをお願いします。

9 番（星野千里君） はい、9 番。

議長（高橋正治君） 9 番。

9番（星野千里君） 一言ごあいさつを申し上げます。

この度、議員皆様のご推挙によりまして、副議長の要職に就任させていただき誠に身に余る光栄です。職責の重さを痛感いたしております、大変微力ですが高橋議長のもと補佐役として頑張っていきたいと思っております。このうちは公平で信義に満ちた議会運営に努め、より開かれた議会となるよう取り組んでまいりたいと思っております。

村が進めるさまざまな施策について、村民の皆様の望む方向性を的確に把握し議会の役割を最大限発揮してまいりたいと思っております。今後とも皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。ありがとうございます。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前10時 9分

午前10時11分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（高橋正治君）

総務文教常任委員会及び観光産業常任委員会の正副委員長から辞任願いが提出され、後任の正副委員長の互選報告がされております。併せて議会運営委員会の正副委員長の互選報告がされておりますので、お手元に配りました名簿のとおり報告します。

日程第5 一般質問

議長（高橋正治君） 通告に基づき、発言を許可します。

12番 星野育雄君

（12番 星野育雄君登壇）

12番（星野育雄君） はい、12番。

議長（高橋正治君） 12番。

12番（星野育雄君） 群馬県の野生鳥獣による農林業被害額は、10億円以上になっています。今年度群馬県では国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、当初予算で約4億4,000万円盛り込み、野生動物の進入を防ぐ柵を総延長150km程度設置する計画をたてました。鳥獣被害防止柵は村全体を一つにつなぐなくては効果がありません。さらに、就農者が高齢化するなかで農業振興をするためには、早期にもっと多くの予算を確保して、短期間に全村を鳥獣進入防止柵で囲まなくてはならないと思っております。

そこで、通告にもとづき、鳥獣被害防止対策について、6点質問をいたします。村長に

答弁をお願いします。

(12番 星野育雄君質問席に移動)

議長(高橋正治君) 村長千明金造君、答弁席へお願いいたします。

村長(千明金造君) はい、村長。

(村長 千明金造君、答弁席に着席)

議長(高橋正治君) それでは質問者、順次質問をお願いいたします。

12番(星野育雄君) (1) 野生鳥獣被害が増大するなかで、村は農林業および草木等観光資源を守るために、鳥獣被害防止計画を作成していますか。

議長(高橋正治君) 村長。

村長(千明金造君) はい、村長。

星野育雄議員の質問にお答えいたします。

まず第1番の質問でありますけれども、「鳥獣被害防止計画を策定しているか」とのご質問ですが、村では鳥獣対策として、平成6年より防止柵の整備を進めてきたところであり、被害が年々拡大傾向にあるため、平成20年に片品村鳥獣被害防止計画を策定いたしました。

計画の概要としては、過去の被害状況などを調査し、従来講じてきた被害防止対策を検証して、今後の取り組む方針を定めたものであります。被害防止策の実施体制整備として、計画の中では「片品村有害鳥獣対策協議会の設立を目指す。」と決めて、平成20年の12月に設立し、構成員に、議会・各行政区長・猟友会長・JA片品支店長などに関係者に入っただき、野生動物の食害等の防止に努めてまいりました。

議長(高橋正治君) 星野育雄君。

12番(星野育雄君) はい、議長。

(2) 今後何年間で村全体に鳥獣被害防止柵を完成させる計画ですか。

議長(高橋正治君) 村長。

村長(千明金造君) はい、村長。

2番目の「今後何年間で村全体に鳥獣被害防止柵を完成させるか」との質問であります、計画では、毎年1600mずつ整備を行っていく予定であります。

当然設置用地の承諾や予算等の関係もありますので、今後何年間で完成できるかは申し上げられませんが、できるだけ早期に設置できるよう関係地主の承諾が得られるよう努力をしていきたいと思えます。

12番（星野育雄君） はい。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） （3）昨年度における片品村の鳥獣被害金額をお聞きしたい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

3番目の昨年度の被害につきましては、トウモロコシやダイコンなどで被害総額が約380万円でありました。

12番（星野育雄君） はい。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） （4）今後鳥獣被害防止柵を建設する必要のある距離は、摺淵地区の場合は約4kmですが、村全体では何kmくらいあるのですか。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

村全体で、現在把握している概算延長は、摺淵地区も含めて約20kmであります。

12番（星野育雄君） はい。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） （5）鳥獣被害防止柵建設のための予算をもっと多く確保できないでしょうか。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

この鳥獣害防止柵設置事業につきましては、平成6年から取り組んでおり、いままでの設置延長が33kmで、工事費は総額2億8,000万円程かかっています。

国・県の有利な補助事業を活用し今後も整備をしていく予定であります。先ほどもお答えさせていただいたように、地主の承諾も必要でありますので、それとまた村の予算確保できる範囲内で毎年継続して実施していきたいと考えております。

12番（星野育雄君） はい。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） はい。

村長は、基金がいつばいたまったらと公言しております。本村の基幹産業の農業と観光が危機にある時、村民の生活を守るために、鳥獣被害防止柵建設事業にもっと多くの予算を確保しても良いのではないのでしょうか。

村長（千明金造君） はい。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

育雄議員の質問の通告に基づいて答弁させていただきます。

6番の「そのほかに計画している鳥獣害防止対策は」で質問を受けていますので、鳥獣被害特措法の改正施行に伴い、本件では片品村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてご提案させていただいたところではありますが、この条例に基づき更なる被害防止に努めるとともに、本年度当初予算に計上いたしました電気柵を購入し、試験的に必要な農家に貸し出し、鳥獣害防止対策を行いたいと考えています。電気柵につきましては、草刈りなど日常の管理が必要であり、どの程度の広さの畑に適しているか、あるいは、どのような鳥獣に適しているかなど検討してまいりたいと思っています。

また、村では国のほうに4段の電気柵13km約800万に手を挙げて申し込んでありますが、今月中にその報告があると思いますけれども、それも内示が届いておりますので、今後それも活かしていきたいと考えています。

12番（星野育雄君） はい。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） はい、議長。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 次に、10番飯塚美明君。

10番（飯塚美明君） はい、10番
(10番 飯塚美明君登壇)

10番（飯塚美明君） 一般質問が一問一答方式に変わって、私初めての質問でございます。不慣れなことによりまして、ご迷惑をおかけすることがあるかと思っておりますけれども、大目に見ていただけますようお願いいたします。

これから質問席に移りまして、質問に入りたいと思いますが、まず村長にご質問をいたします。よろしくようお願いいたします。

(10番 飯塚美明君質問席に移動)

議長（高橋正治君） 村長千明金造君、答弁席へお願いいたします。

村長（千明金造君） はい、村長
(村長 千明金造君、答弁席に着席)

議長（高橋正治君） それでは質問者、順次質問をお願いいたします。

10番（飯塚美明君） 質問に入る前に、この経過について私なりに整理をし、まとめてみましたので、読み上げさせていただきまして、その後に質問に入りたいと思います。

平成20年5月に群馬県中体連により、平成25年度全中スキー大会の開催を要請されました。同年9月に片品村スキークラブ役員会でアルペンに対しては対応できるが、クロスカントリー競技については、水芭蕉コースを使用する場合には問題が多く、大会運営は困難であるとの意見がでたという報告がありました。

そのような状況の中、平成22年6月定例会に全中スキー大会誘致並びにクロスカントリーコース整備に関する請願が、片品村スキー場連絡協議会会長星野寛さんより提出され、所管であります総務文教常任委員会で会議をいたしまして、趣旨採択の決定がありました。

片品村の観光産業は、冬のスキー客の減少と宿泊者の大幅な減少によりまして大変厳しい状況となっております。議会からもそのような状況を把握しておりまして、全中スキー大会開催の要望がでました。そして県中体連からの再度の開催要請もありました。

そのようなことで、平成23年9月にクロスカントリーコースの候補地を3区十二沢水

源下の場所に一本化することが決まりました。平成24年5月7日の全協におきまして、全中スキー大会の片品村での開催決定、そして国体冬季大会を片品村で開催する方向であるとの村長からの説明がありました。

この候補地の場所は国有林であり保安林があるために全中スキー大会、国体冬季大会に間に合わせるには無理があるということで、候補地を武尊牧場スキー場の方に変更することによりまして、この二つの大会に間に合わせるができるのでどうだろうかという、そう議会の方に村長からの提案がありまして、議会の方で賛成をいたしまして、武尊牧場に候補地が変更となったということです。このような経過を受けまして、クロスカントリーの設計、造成工事がこれから始まるものと予想されますので、通告7点質問をさせていただきました。これから、その質問をさせていただきますが、その前に今の経過につきまして、足りないところがありましたら、村長の方から補足をお願いいたします。

村長（千明金造君） 議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） 特に補足する部分はないと思いますので、質問をしてください。

議長（高橋正治君） 飯塚美明君。

それでは、質問に入らせていただきます。

通告書によりましてしなければならないわけでありまして、順番を村長に対する質問ということで、先に4番をさせていただきます。

武尊牧場の方に、昔作業道として東俣駐車場から牧場三合平キャンプ場までの間に道を造ったことがございます。この道をこの度のクロスカントリーコースの一部として組み込んでいく様子、予定があるということをお聞きしておりますが、これを生かして通行禁止となっております村道7号線の代わりにできないものか、その辺のことを村長ひとつご答弁をお願いいたします。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

飯塚義明議員のご質問にお答えいたします。

村道東俣線につきましては、崖崩れ等によって通行止めが続いています。今回のクロスカントリーコース造成を活かして村道7号線の代替道路にできないかのご質問であります。このことに関しましては、今後、観光振興を見据えて地元の皆さんの意見も聞いて検討していきたいと考えております。

まずは第一に実行すべきは、平成26年の全国中学校スキー大会、そして翌年開催予定

の国体スキー大会のコース造りでありますのでご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

10番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 飯塚美明。

10番（飯塚美明君） 今村長ご答弁のとおりですね、クロスカンントリーコースをまず造ることが優先するというお話でございました。第3区といたしまして以前に東俣駐車場が崖崩れによりまして使えなくなったということで、村の方に村道7号線の復旧を考えて欲しいという要望をさせていただいたことがございます。

なぜかといいますと、この東俣駐車場を利用する登山者が、花咲湿原とか田代湿原、そして武尊自然遊歩道という結構人気のある登山コースがございます。そこを利用するお客さんが毎年リピーターを含めてかなりの数があるということで、そんな要望もださせていただきました。

まずはコース造りを優先ということでございますから、平行してやって欲しいということではなくて、終わってからでも結構ですから、この競技場の計画設計ができた時に、そんな事も一つ含めて設計の中に入れておいてほしいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

村長への質問はこれで終わります。ありがとうございました。

次に、教育長に質問いたします。お願ひいたします。

議長（高橋正治君） 教育長、答弁席へ着席願ひします。

教育長（星野準一君） はい。

10番（飯塚美明君） それではまず通告書の1番にあたります、まず常設クロスカンントリーコースを造るにあたりまして、どのような全体的な構想をお考えになっているか、その辺のことをひとつ所見を述べていただきたいと思ひます。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

飯塚義明議員のご質問にお答えをいたします。

どのような構想をとのことでございますけれども、現在考えておりますのは、武尊牧場地内の二合平並びに三合平それと隣接をいたします国有林を利用した、3kmと5kmのコースを設置するように計画をしております。

なお、競技施設につきましては、全日本スキー連盟の公認コースとしてその認定が得ら

れるよう、クロスカントリー競技関係者の指導・助言を得ながら進めておりますけれども、現地に何回か足を運んでおりますが、現地の地理的な条件と公認コースとしての基準の整合性にかかなりの工夫の余地がありますので、今知恵を絞りながらコースの案を作っているところでございます。

なお、併せてコース以外の競技に必要とする、競技本部を始めとする附属施設も全国大会を開催するのに支障のないように整備を進めていきたいと、そんなふうを考えておりますのでよろしくお願いいたします。

10番（飯塚美明君） 議長。

議長（高橋正治君） 飯塚美明。

10番（飯塚美明君） 今、ご答弁により、二合平、三合平として、隣接地に3kmと5kmのコースを造る計画であると、競技本部等の整備もこれから進めていくという説明がございました。もうちょっと具体的に質問をさせていただきます。

競技本部は、今どこに造るよう計画しておりますか。そして、スタート・ゴール地点はどのように考えておられますか。競技会場への選手関係者のアクセスはどういうふうにしようと考えておりますか。教育長の所見をお願いいたします。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

ご質問がございましたけれども、競技本部の位置を含めて競技本部に対する考えはというところでございますけれども、現在二合平に「休養施設まきば」がございまして、食堂部分の冬営業を除いて活用をされておられませんので、まきばを競技本部の一部として使うよう、今構想を練っております。当然まきばは、現状のままでは競技本部としての機能を完全に果たす条件にないというふうに思われますので、不足する部分については付属して、いわゆる増築的に付け足しとすることに含めて、競技本部については、現在のまきばを中心に今後考えていきたいと思っております。

それから、スタート、ゴール地点の状況についての説明をとということでございますけれども、スタート、ゴール地点につきましては、今競技本部を予定しているまきばの前の二合平のグレンデ内を活用して整備を図っていきたくと考えております。

スタートあるいはゴールにつきましても、公認コースを設定するうえでの基準等がございまして、現地の地形等も勘案しながら可能な限り公認コースとしての条件を整備していきたいと思っておりますし、あわせてリレー競技にも対応できるようなことも含めて二合平の活用を考えておりますので、よろしくお願いいたします。それから二合平を中心とする競技施設に行くアクセスについてのご質問でありますけれども、現在の武尊牧場地内の道路を、

おおむね1. 5車線弱というふうな状況の道路でございますが、全中・あるいは国体に際しましては、競技施設まで可能な限り近くまで車両の進入が可能なような施設整備が必要でございますので、現在の用地内の道路について、可能な限り二車線として競技施設まで行けるような整備をしていきたいというふうに考えておりますが、いずれにしても、全中は来年度25年度、26年2月予定であり期間がございませんし、引き続く国体というふうな場合も日数的な期間も限られておりますので、完全な二車線をまきばのところまで整備するということは、短い時間でありまして、厳しい面があるのと、延長が3km以上ありますので、建設費用等の観点から、なかなかむずかしい状況であります。可能な限り大会に支障のないような道路整備を入れてこれに対応をしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

10番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 飯塚美明。

10番（飯塚美明君） 次に、二番といたしまして、全中スキー大会、国体冬季大会に間に合わせるために設計から工事へと進む工程表はどうかとなっておりますか。

また、資金的な面、補助金を含めてはどのようなふうに考えておられますか。ご答弁をお願いいたします。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

工程表はどうかとのことでございますけれども、設計から工事へ進む行程ですが、大きく分けて、コース整備とそれからコース以外の競技本部他のいわゆる附属施設整備がございます。全国大会、全国中学スキー大会は平成26年2月ですので当然それぞれの完成時期については、25年秋でなければなりません。したがって、これに間に合うように行程を組んで進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、資金面についてのご質問がございましたけれども、資金面にきましては、現在、活用できる助成制度を最大限利用して整備を進めるように考えております。具体的な制度名につきましては、現時点では群馬県等の指導を受けて、事前の事務的な打ち合わせ段階でございます。まだ決定しておりませんが、たとえば国体開催を見据えた場合には、totoすなわち、サッカーくじによるスポーツ振興助成金が活用できますので、これを中心に考えています。

ただし、補助率は100%ではありませんし、また補助対象外も当然ございますので、

過疎債等の起債も行っていきたいと考えておりますし、補助金過疎債にも該当しない部分につきましては、一般会計、一般財源からの支出についても予定をしておりますのでよろしくをお願いいたします。

10番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 飯塚美明。

10番（飯塚美明君） 今ご説明がありましたように、平成25年秋に完成するように工程を組んで進めていくということですので、設計ができてくれば、早ければ、今年の夏の終わりくらいから一部の工事が着工となると考えてよろしいのでしょうか。

そして平成25年度、平成25年に完成目標ということですので、平成25年の冬、26年の全中スキー大会前のシーズンの冬に、全中スキー大会に向けての、前哨戦として準備ということも含めて何かクロカンの大会を開催することを考えておりますか。

教育長のご答弁をお願いいたします。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 教育長

教育長（星野準一君） はい、教育長。

25年、26年2月開催の全中大会の前の年に何か大会を考えているかのご質問でございますけれども、年度でいいますと今年度、今シーズンのことになります。

現在、常設のクロスカントリーコース整備に向けて様々な検討を行っているところでありますけれども、今年度行える期間的なものについては、現地等の状況を踏まえまして、10月いっぱいまでが、いわゆる工事としての期限かなというふうに思えます。したがってその前、どの位の期間が工事期間として設定できるかというふうになりますけれども、準備等含めて現在のところ順調に行って9月定例議会に関係工事の予算を計上し、ご認定をいただいた場合には、最短で、9月議会終了後の9月中旬に発注を予定しております。9月中旬から10月といいますと、1か月半位しかございませんので、この期間でできるコース整備等をみますと、限られた部分かなという気がいたします。そうした限られた整備の中でできる大会ということになりますので、広い身近な従来水芭蕉コースで行うという身近な比較的規模の小さい大会しか逆にいいますと開催できないのかなあという気がいたしております。

具体的には、村のスポーツ少年団等を中心とする大会、それから現在はみなかみ町で行われておりますけれども、群馬県の中学校のスキー大会を、次年度片品開催ということで、その前の年の今年については、是非中体連のご理解をいただいて、リハーサルと

いうふうにやってみたいという考えでありますが、ただ、中体連の競技認定はすでに、みなかみで行うというふうな決定がなされて配布をされていますので、担当の理解を得られれば開催するというような現状でございます。

そういった状況を踏まえて考えておりますので、よろしくお願いたします。

10番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 飯塚美明君。

10番（飯塚美明君） 次に、3番になります。常設のクロスカントリーコースを造るということでございますけれども、グリーンシーズンの高地トレーニングコースとして、このコース設計の場合に専門家の知恵を借りて、設計に活かすというような考えはあるのでしょうか。お願いたします。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

高地トレーニングコースについてのご質問でございますけれども、確かに標高の高い場所、空気中の酸素が少ないため、呼吸機能あるいは循環機能が鍛えられるというふうに言われております。その標高の目安は1,000m以上と言われております。武尊牧場二合平の休養施設まきば前が約1,390mから1,395mほどでございますし、三合平のジギスカンハウス前が約1,440mあまりで、1,000m以上という基準に対して、十分その役目を果たすというふうに思われます。したがって、高地トレーニングコースとしての利用は十分検討に値する事項でございますけれども、先程申し上げておりますように全国中学スキー大会は、来年度実施で、これに間に合うように施設の整備をしていかなければなりません。したがって限られた時間と限られた費用のなかで進めなければなりませんので、高地トレーニングについての対応については、そういう意味で実施しづらい状況でございますので、ご理解のほどお願いたします。

10番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 飯塚美明君。

10番（飯塚美明君） ご答弁の中で限られた時間と限られた費用でやらなければならないということございまして、常設クロスカントリーコースを造るといふひとつの大

きな魅力は、グリーンシーズンに高地トレーニングのキャンプ地を実業団、大学、高校と行ったところの選手の人達に使ってもらえるような、そんなコースを冬だけに限らず入れてほしいという、そういう強い願いがございます。二大会が終わってからそういったコース整備を、もし予算がとれて充実して進めていけるようになることも予想しまして、設計の時に少しそんなことも配慮して是非設計をしてほしいというふうに思っております。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

可能な限り、ご要望に添えるように対処してまいりたいと思いますけれど、繰り返しになります。限られた時間と限られた費用のなかで現地対応というようなこともございますので、その辺の整合をとりながら対処してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

10番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 飯塚美明君。

クロスカントリーコースにつきましては、これでひとまず区切りまして、次に全中スキー大会、国体冬季大会の規模と資金的な面についてということで、三点質問させていただきます。

全中スキー大会、国体冬季大会の前の選手、関係者の人数はどのくらいの規模であったでしょうか。教えていただきたいと思っております。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

選手・関係者の人数についてのご質問でございますけれども、第49回全国中学校スキー大会は、平成24年2月、アルペン競技が宮城県蔵王町で、クロスカントリー競技が北海道音威子府村で、スペシャルジャンプ競技が同じく北海道の名寄市でそれぞれ開催をされました。これに参加した方々は、選手・監督コーチが1,370人あまり、大会役員・実行委員会役員が290人あまり、そのほかに競技役員生徒が中学校の大会でございますので、中学生が補助員、係員として役員になっておりまして、これらが740名程度でございます。

次に、冬季国体でございますけれども、第67回国民体育大会冬季大会スキー競技会は平成24年2月、ぎふ清流国体として高山市を中心に開催をされました。本部役員が305名、選手・監督が1,487名、その他に大会役員等が656名、競技役員が、624名、視察員・報道員が約250名、招待者が477名というふうに発表をされております。

10番（飯塚美明君） はい、議長

議長（高橋正治君） 飯塚美明君。

10番（飯塚美明君） 今、説明がありましたように片品村で全中スキー大会を行うということになりますと、資金的にも大きな額が必要になると予想されます。参考といたしまして前回の尾瀬国体の時に、国・県からの補助金を除いて実質的に片品村一般会計より支出した金額はどのくらいであったでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 教育長

教育長（星野準一君） はい、教育長。

一般会計で支払いをした金額がどのくらいかのご質問でございますけれども、尾瀬国体につきましては、平成14年度から17年度まで事務局を設置して、平成18年2月に開催をいたしました。

ただし、この間平成17年2月に第54回全国高等学校スキー大会も開催をしております。

これらの大会に際しましては、ジャンプ台の改修やクロスカンントリー競技コースの整備等を行いました。これらの経費のうち国体だけの経費がいくらかにつきましては、区分が非常にしづらくまたできませんので、国体とインターハイの二つの大会に要した費用として申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

二つの大会を開催するために片品村が4年間で支出をした総額は、人件費を除きまして、約6億2,780万円あまりでございました。このほか各種の県の補助金が9,250万円ありまして、国体の場合は国体会場地村交付金がございます。これが7,000万円ございました。その他に起債を1億8,310万円いたしました。したがって支払総額から県補助金、あるいは交付金等を差し引いた実質的な村の支出につきましては、二つの大会をあわせまして約3億3,440万円あまりでございました。

なお、起債は3割が村の支出として計算をして、3億3,440万円というふうに算出をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

なお、一点申し上げさせていただきますけれども、全国大会、全国中学スキー大会等の大会経費につきましては、先ほど資金面のところでもお答え申し上げましたように、できる限り活用できる制度等を有効利用いたしまして可能な限り村の持ち出しが少ないように努めて進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 飯塚美明君。

10番（飯塚美明君） はい、10番。

今、二つの大会の実質的な支出が村の一般会計から3億3,440万円という説明がありました。出費が大きいことがわかりました。

片品村の観光産業は今まで、売り上げの大きな割合を占めていた冬の売り上げが大幅に減少し、夏へシフトしています。冬の大会を開催することによりまして、地域経済に与える効果は大きな効果が期待できます。

また、一方常設コースということによりまして、一時的には建設費として大きな資金が投入されることとなりますが、冬をメインの商売から、年間を通しての稼働率アップのための事業のために、その誘客のアイテムとしてこのクロスカントリーコース費用がかかりますけれども、利用でき、宿・スキー場などの経営の安定そして、地域経済に及ぼす経済効果などを考えますと、基幹産業であります片品の観光産業の振興策として、また観光産業は大変裾野が広いわけでありまして、片品村の商店、土木・建設業者こういったところへの波及効果が大変大きいということになりますので、是非、資金的に多額な費用が必要となりますけれども進めていってほしいと思います。

次に、最後になります。

大会を実施する上で運営面で村民の皆様には協力をお願いしたいということが教育長何かございますか。ご答弁をお願いいたします。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

村民の皆様をお願いしたいことがあるかとのご質問でございますけれども、今回予定しております大会につきましては、全国各地から選手あるいは監督コーチをはじめ多くの関係者をお迎えして開催をいたします。選手が日頃の練習の成果を十分発揮して、それぞれの目標をしっかりと達成していただくためには、競技施設はもちろんでございますけれども、宿泊、あるいは接待など様々な分野で対応が十分になされなければならないと考えております。これは言い換えますと村の総合力が試されているということでもあるのかなというふうに思います。したがって、村民の皆さんや関係者の協力がなくては、これを成すことは不可能でございますので、ぜひ大会の趣旨や意義をご理解の上、絶大なるご支援、ご協力を賜りたくお願いを申し上げます。全国の皆様を、気持ちよくお迎えし、気持ちよく帰っていただけるよう、村民の皆様の特段のご協力をいただきながら

これに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 飯塚美明君。

10番（飯塚美明君） 今まで産業面に関して中心に説明をいただいております。

それとは別に教育分野にかかるかと思えますけれども、公認コースを造るということによりまして、片品村のクロスカントリー競技をやっている子供達はその立派な公認コースで練習ができて、そして一流選手に育つことも夢ではありません。

以前、視察で十日町吉田クロスカントリー競技場という所に常設のコースがありまして、議会で行ってまいりました。そこではノルディックの選手の育成に大変熱心で、その育成に携わっている人が民間のボランティアの人たちでありました。そして、そのボランティアの人たちによりまして、そのコースの保守管理もやっているということを知りました。地域において選手の育成に力を注ぐような環境を作り出していただくことも必要でありまして、そういった事が大会運営面でもその人たちの協力が得られるということになります。そんなことでかなり計画事業が広範囲に影響のある大変やり方によっては素晴らしい片品の資源というふうになるかと思えますので、是非大変な事業であることを承知で教育長頑張ってやってほしいと思います。

教育長色々ご質問いたしましたけれども、熱心に答えていただきましてありがとうございました。

以上で質問を私は終わります、ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 以上で一般質問を終わります。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前11時00分

午前11時10分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議案第25号 片品村暴力団排除条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第6、議案第25号 片品村暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

片品村暴力団排除条例の制定について提案の説明を申し上げます。

本条例は、群馬県暴力団排除条例の施行を踏まえ、暴力団による不当な行為を防止し、村民生活等に対する不当な影響を排除するため、本村の暴力団の排除に関する基本理念を定め、村、村民、事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定めようとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 桑原 護君。

総務課長（桑原護君） はい。

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番（戸丸廣安君） はい。

議長（高橋正治君） 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 8番。

この条例が必要になった背景というものを教えていただけますか。

そして、村にとって現状を踏まえてどのように受け止めるというか、そこら辺をございましたら教えていただきたいと思います。

議長（高橋正治君） どなたに質問しますか。

8番（戸丸廣安君） 総務課長にお願いします。

議長（高橋正治君） 総務課長 桑原護君。

総務課長（桑原護君） はい。

ただ今のご質問ですけれども、その背景は目的に書いてあるように、村民が安全に安心して暮らせる社会を確保する。そのためのこれらを背景に必要がありこれは群馬県警察の方からも要請があり、今回の条例の制定を申し上げるものでございます。

以上です。

議長（高橋正治君） 続けて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第25号 片品村暴力団排除条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 片品村暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第26号 片品村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第7、議案第26号 片品村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第26号 片品村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

本条例は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づいて、鳥獣被害対策実施隊を設置し、より一層、農林水産業の被害防止を推進しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君） はい。

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第26号 片品村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 片品村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第27号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第8、議案第27号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第27号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民も日本人と同じく住民基本台帳法が適用されます。

つきましては、この制度が平成24年7月9日から施行されるため、条例中の外国人登録に関する条項を、削除するために一部改正をお願いするものであります。

附則につきましては、施行期日を平成24年7月9日からとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第27号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第9、議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村鳥獣被害対策実施隊員の報酬年額を2,000円に定め、別表に加えるものであります。

附則につきましては、施行期日等を定めたもので、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第29号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長(高橋正治君) 日程第10 議案第29号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第29号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、所得税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものです。

主な改正の内容は、年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分の廃止に伴う、福祉医療資格対象者である母子家庭等の所得制限による資格認定要件救済措置の為の改正でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋正治君) なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長(吉野耕治君) はい。

(詳細説明)

議長(高橋正治君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第29号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第30号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

議長（高橋正治君） 日程第11、議案第30号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第30号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴い、群馬県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため提案をするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長（吉野耕治君） はい。

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第30号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第31号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第32号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第33号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について

議長（高橋正治君） 日程第12、議案第31号 平成24年度片品村一般会計補正予算

(第1号)についてから、日程第14、議案第33号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第1号)についてまでの、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第31号 平成24年度片品村一般会計補正予算(第1号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億8,560万円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金を335万8,000円、諸収入を12万5,000円減額し、地方交付税を4,789万2,000円、県支出金を719万1,000円増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費を1,367万3,000円、民生費の児童福祉費を486万円、土木費の住宅費を600万円、教育費の保健体育費を633万8,000円、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費を1,400万円、などにつきまして、増額するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第32号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について、提案の説明を申し上げます。

村営観光施設「パルカガナほたか」につきまして、国有林の使用許可を受け、リフト敷・ゲレンデ等として使用し営業して参りましたが、本年度、5年間の使用許可が終了し、再度、使用許可更新申請を行うための、許可申請書作成の業務委託費として19万円を計上するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第33号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第1号)について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ70万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,220万5,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては農業集落排水施設機能強化事業に係る県補助金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、建設費で同事業に係る調査委託料の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 議案第31号から議案第33号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第15 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（高橋正治君） 日程第15、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を申し上げます。

この承認議案は、去る3月31日に地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、片品村税条例の一部を改正する条例を専決処分したことにより、承認をお願いするものでございます。

主な内容につきましては、固定資産評価替えによる土地の負担調整措置等の改正及び東日本大震災に係る特例措置等の新設に伴う規定整備でございます。

附則につきましては、施行期日を平成24年4月1日からとするものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 星野純一君。

住民課長（星野純一君） はい。

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。
これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。
したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第16 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（高橋正治君） 日程第16、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造君。
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を申し上げます。
この承認議案は、片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことにより、承認をお願いするものでございます。
内容につきましては、村税条例同様に東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についての規定整備でございます。
附則につきましては、施行期日を平成24年4月1日からとするものでございます。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第17 報告第1号 平成23年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（高橋正治君） 日程第17、報告第1号 平成23年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

報告第1号 平成23年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案の説明を申し上げます。

この報告は、今年の3月議会において、平成23年度から平成24年度に繰り越して実施することについて、ご承認をいただきました繰越明許費の計算書でございます。

内容につきましては、小水力発電調査委託事業、村道半瀬・下小川線測量設計業務委託、村道6042号線 舗装維持修繕工事、塗川橋詳細設計委託、村道越本・花咲線施工管理業務委託、村道越本・花咲線災害復旧工事の六つの繰越事業がございますが、これらについて、総額8,939万5,000円の繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。以上で報告を終わります。

日程第18 同意第1号 片品村公平委員会委員の選任について

議長(高橋正治君) 日程第18、同意第1号 片品村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

同意第1号 片品村公平委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村公平委員会の委員 星野宏彦氏の任期が、平成24年6月10日に満了になりますが、星野宏彦氏に引き続きお願いするものであります。

星野宏彦氏は、人格・識見とも公平委員として適任者であると思っておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋正治君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) これで討論を終わります。

これから、同意第1号 片品村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 片品村公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19 同意第2号 片品村公平委員会委員の選任について

議長(高橋正治君) 日程第19、同意第2号 片品村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

同意第2号 片品村公平委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村公平委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村公平委員会委員の星野吉彌氏の任期が、平成24年6月10日に満了となり退任しますが、その後任に桑原和一氏をお願いするものであります。

桑原和一氏は、人格・識見とも公平委員として適任者であると思っておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋正治君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、同意第2号 片品村公平委員会委員の選任についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 片品村公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（高橋正治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前 11時59分 散会